

XServerSSL 利用規約 新旧対照表

2025年2月3日

赤字部分が変更箇所、下線部分は特に新しく追加した箇所です。

【XServer アカウント】

旧	新
<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 22 条 禁止事項</p> <p>(3 4) 本規約のいずれかの条項に違反する行為</p> <p>(3 5) その他、弊社が不適切と判断する行為</p>	<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 22 条 禁止事項</p> <p>(3 4) 違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為</p> <p>(3 5) 本規約のいずれかの条項に違反する行為</p> <p>(3 6) その他、弊社が不適切と判断する行為</p> <p>2. 利用者が前項に定める禁止事項に該当する行為を行った場合、弊社は以下の各号に定める措置を取ることができます。</p> <p>(1) 本サービスの利用停止またはアカウントの削除 利用者の本サービス利用権を一時的または永久的に停止し、アカウントを削除することがあります。</p> <p>(2) 利用契約の解除 弊社は、利用者との利用契約を直ちに解除することができます。この場合、弊社は利用者に対して事前の通知や催告を要しません。</p> <p>(3) 損害賠償請求 利用者が弊社または第三者に損害を与えた場合、当該利用者に対して損害賠償を請求することがあります。</p> <p>(4) 法的措置の実施 弊社が必要と判断した場合には、利用者に対する損害賠償請求等の民事訴訟の提起、刑事告訴等を行うことがあります。</p> <p>(5) その他適切な対応 弊社は、その他本サービスの運営に支障をきたす行為に対して、適切な対応を行う権利を有します。</p> <p>3. 前項の措置は、弊社の判断により単独または複数を組み合わせて実施することができるものとし、これらの措置の実施により利用者が生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 23 条 利用者の義務および責任</p> <p>利用者は、本規約を理解してその履行に努めこれを厳守するものとします。</p> <p>利用者の運営するウェブサイトにて、利用者の不注意によって発生した事故及び損害は、利用者が全ての責任を負い、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 23 条 利用者の義務および責任</p> <p>1. 利用者は、本規約の内容を十分に理解し、誠実にこれを遵守するものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用に関連して生成、送受信、保存、または処理されるあらゆる電子的記録（以下「利用者コンテンツ」といいます）の管理は、利用者の責任において行うものとします。これには、必要に応じたバックアップの実施も含まれます。</p> <p>3. 弊社は、以下の事項を含む利用者コンテンツに関する一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 利用者コンテンツの完全性、正確性、適法性の確保</p> <p>(2) 利用者コンテンツの消失、改変、漏洩の防止</p> <p>(3) 利用者コンテンツの復元または修復</p> <p>4. 利用者コンテンツに起因して第三者との間で紛争が発生した場合、利用者は自己の責任と負担でこれを解決するものとし、弊社に対して何らの迷惑や損害も及ぼさないものとします。</p> <p>5. 利用者による本サービスの利用または利用者コンテンツに起因して弊社が損害を被った場合、利用者はその損害を速やかに賠償するものとします。</p> <p>6. 利用者は、本サービスの利用にあたり、適用される法令、規則、および一般に認められた慣行に従うものとします。</p>
<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 29 条 損害賠償</p> <p>1. 弊社は、利用者に対し、本サービスの利用により発生した一切の損害について、原則としていかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務もないものとします。</p> <p>万一、弊社の故意または重過失が理由で利用者に損害が発生した場合は、利用者が弊社に支払ったサービス利用料金を限度として損害賠償責任を負うものとします。</p>	<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 29 条 損害賠償</p> <p>1. 弊社は、下記の場合を除き、本サービスの利用に関連して利用者が生じた損害について、賠償の義務を負わないものとします。</p> <p>ただし、賠償額は、当該損害の直接の原因となった本サービスの月額利用料金相当額を上限とします。</p> <p>(1) 利用者が個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）である場合で、かつ、弊社の責めに帰すべき事由により損害を与えたとき</p> <p>(2) 利用者が法人である場合、または事業として若しくは事業のために個人が契約の当事者となっている場合で、かつ、弊社に故意または重大な過失があるとき</p>
<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 30 条 免責事項</p> <p>2. 本サービスの提供の遅滞、変更、中止若しくは廃止、または本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失若しくは消失等その他本サービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合は、弊社の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負いません。弊社の故意または重過失による損害賠償額については、利用者が弊社に支払ったサービス利用料金を限度として損害賠償責任を負うものとします。</p>	<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 30 条 非保証・免責</p> <p>2. 本サービスの提供の遅滞、変更、中止若しくは廃止、または本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失若しくは消失等その他本サービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合は、一切責任を負いません。ただし、弊社の帰責事由により利用者に損害が発生した場合は、第 29 条を準用し、同条に規定する範囲で損害の賠償に応じます。</p>

旧	新
<p>第8章【雑則】</p> <p>第33条 協議及び管轄裁判所</p> <p>2. 弊社と利用者との間におけるすべての紛争については、弊社本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の専属管轄裁判所とすることを予め合意します。</p>	<p>第8章【雑則】</p> <p>第33条 協議及び管轄裁判所</p> <p>2. 弊社と利用者との間におけるすべての紛争については、弊社本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
	<p>第8章【雑則】</p> <p>第34条 反社会的勢力の排除</p> <p>1. 利用者は、自己（利用者が法人の場合には、利用者の取締役、監査役及び執行役員等の業務執行について重要な地位にある者並びに出資者を含みます。）、又は自己の代理人若しくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、複数の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。）、若しくはエンドユーザー（利用者の顧客等、利用者が本サービスを利用させる自己以外の者）が利用開始日において次の事項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 反社会的勢力（反社会的勢力暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者）であること。</p> <p>(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(6) 前各号に準じる関係を有すること。</p> <p>2. 利用者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為</p> <p>(5) 前各号に準じる行為</p> <p>3. 弊社は、利用者が前二項のいずれかに違反したと弊社が認めた場合、当該利用者へ通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、利用者は弊社に対し、弊社に生じた一切の損害を賠償するものとします。</p> <p>4. 本条による解除によって利用者、その代理人若しくは履行補助者などに損害等が生じた場合でも、弊社は、何ら責任を負わないものとします。</p> <p>5. 弊社は、利用者又は利用者の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者が反社会的勢力に該当するおそれがあると弊社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、当該利用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該利用者がこれに速やかに応じず、又は、虚偽の説明をする若しくは虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと弊社が認めた場合、弊社は、当該利用者へ通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</p>

【SSL 証明書サービス】

旧	新
<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 18 条 禁止事項</p> <p>(3-4)本規約のいずれかの条項に違反する行為 (3-5)その他、弊社が不適切と判断する行為</p>	<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 18 条 禁止事項</p> <p>(3 4) 違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為 (3 5) 本規約のいずれかの条項に違反する行為 (3 6) その他、弊社が不適切と判断する行為</p> <p>2. 利用者が前項に定める禁止事項に該当する行為を行った場合、弊社は以下の各号に定める措置を取ることができます。</p> <p>(1) 本サービスの利用停止またはアカウントの削除 利用者の本サービス利用権を一時的または永久的に停止し、アカウントを削除することがあります。</p> <p>(2) 利用契約の解除 弊社は、利用者との利用契約を直ちに解除することができます。この場合、弊社は利用者に対して事前の通知や催告を要しません。</p> <p>(3) 損害賠償請求 利用者が弊社または第三者に損害を与えた場合、当該利用者に対して損害賠償を請求することがあります。</p> <p>(4) 法的措置の実施 弊社が必要と判断した場合には、利用者に対する損害賠償請求等の民事訴訟の提起、刑事告訴等を行うことがあります。</p> <p>(5) その他適切な対応 弊社は、その他本サービスの運営に支障をきたす行為に対して、適切な対応を行う権利を有します。</p> <p>3. 前項の措置は、弊社の判断により単独または複数を組み合わせて実施することができるものとし、これらの措置の実施により利用者が生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 19 条 利用者の義務および責任</p> <p>利用者は、本契約を理解しての履行に努めこれを遵守するものとします。 利用者の運営するウェブサイトにて、利用者の不注意によって発生した事故及び損害は、利用者が全ての責任を負い、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第 5 章 [利用上の責務]</p> <p>第 19 条 利用者の義務および責任</p> <p>1. 利用者は、本契約の内容を十分に理解し、誠実にこれを遵守するものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用に関連して生成、送受信、保存、または処理されるあらゆる電子的記録（以下「利用者コンテンツ」といいます）の管理は、利用者の責任において行うものとします。これには、必要に応じたバックアップの実施も含まれます。</p> <p>3. 弊社は、以下の事項を含む利用者コンテンツに関する一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 利用者コンテンツの完全性、正確性、適法性の確保 (2) 利用者コンテンツの消失、改変、漏洩の防止 (3) 利用者コンテンツの復元または修復</p> <p>4. 利用者コンテンツに起因して第三者との間で紛争が発生した場合、利用者は自己の責任と負担でこれを解決するものとし、弊社に対して何らの迷惑や損害も及ぼさないものとします。</p> <p>5. 利用者による本サービスの利用または利用者コンテンツに起因して弊社が損害を被った場合、利用者はその損害を速やかに賠償するものとします。</p> <p>6. 利用者は、本サービスの利用にあたり、適用される法令、規則、および一般に認められた慣行に従うものとします。</p>
<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 25 条 損害賠償</p> <p>1. 弊社は、利用者に対し、本サービスの利用により発生した一切の損害について、原則としていかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務もないものとします。 万一、弊社の故意または重過失が理由で利用者に損害が発生した場合は、利用者が弊社に支払ったサービス利用料金を限度として損害賠償責任を負うものとします。</p>	<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 25 条 損害賠償</p> <p>1. 弊社は、下記の場合を除き、本サービスの利用に関連して利用者が生じた損害について、賠償の義務を負わないものとします。</p> <p>ただし、賠償額は、当該損害の直接の原因となった本サービスの月額利用料金相当額を上限とします。</p> <p>(1) 利用者が個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）である場合で、かつ、弊社の責めに帰すべき事由により損害を与えたとき (2) 利用者が法人である場合、または事業として若しくは事業のために個人が契約の当事者となっている場合で、かつ、弊社に故意または重大な過失があるとき</p>
<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 26 条 免責事項</p> <p>2. 本サービスの提供の遅滞、変更、中止若しくは廃止、または本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失若しくは消失等その他本サービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合は、弊社の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負いません。弊社の故意または重過失による損害賠償額については、利用者が弊社に支払ったサービス利用料金を限度として損害賠償責任を負うものとします。</p>	<p>第 7 章 [損害賠償等]</p> <p>第 26 条 非保証・免責</p> <p>2. 本サービスの提供の遅滞、変更、中止若しくは廃止、または本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失若しくは消失等その他本サービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合は、一切責任を負いません。ただし、弊社の帰責事由により利用者に損害が発生した場合は、第 25 条を準用し、同条に規定する範囲で損害の賠償に応じます。</p>
<p>第 8 章 [雑則]</p> <p>第 29 条 協議及び管轄裁判所</p> <p>2. 弊社と利用者との間におけるすべての紛争については、弊社本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とするを予め合意します。</p>	<p>第 8 章 [雑則]</p> <p>第 29 条 協議及び管轄裁判所</p> <p>2. 弊社と利用者との間におけるすべての紛争については、弊社本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

旧	新
	<p>第8章【雑則】</p> <p>第30条 反社会的勢力の排除</p> <p>1. 利用者は、自己（利用者が法人の場合には、利用者の取締役、監査役及び執行役員等の業務執行について重要な地位にある者並びに出資者を含みます。）、又は自己の代理人若しくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、複数の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。）、若しくはエンドユーザー（利用者の顧客等、利用者が本サービスを利用させる自己以外の者）が利用開始日において次の事項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 反社会的勢力（反社会的勢力暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者）であること。</p> <p>(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(6) 前各号に準じる関係を有すること。</p> <p>2. 利用者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為</p> <p>(5) 前各号に準じる行為</p> <p>3. 弊社は、利用者が前二項のいずれかに違反したと弊社が認めた場合、当該利用者に通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、利用者は弊社に対し、弊社に生じた一切の損害を賠償するものとします。</p> <p>4. 本条による解除によって利用者、その代理人若しくは履行補助者などに損害等が生じた場合でも、弊社は、何ら責任を負わないものとします。</p> <p>5. 弊社は、利用者又は利用者の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者が反社会的勢力に該当するおそれがあると弊社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、当該利用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該利用者がこれに速やかに応じず、又は、虚偽の説明をする若しくは虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと弊社が認めた場合、弊社は、当該利用者に通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</p>